

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性等検討委員会
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で平成16年8月末から平成16年11月までに改正等があったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

1. 安衛法関連の通達(変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて)

基発第0827005号厚生労働省労働基準局長通達(平成16年8月27日付)により、以下に示す19品目の新規化学物質及び6品目の既存化学物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるように周知されました。

1) 変異原性が認められた新規化学物質

アクリル酸 = 4(2,3-エポキシプロポキシ)ブチル

2-(4-アミノフェニル)1H-ベンゾイミダゾール-6-アミン

p-アミノベンゼンチオール = ナトリウム塩

(R)3-クロロフェニルオキシラン

1,3-ジアリル-5-(2,3-エポキシプロパン-1-イル)1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン

1,5-ジクロロ-1,1,3,3,4,4,5,5-オクタフルオロペンタン-2-オンと3,5-ジクロロ-1,1,1,3,4,4,5,5-オクタフルオロペンタン-2-オンと4,5-ジクロロ-1,1,1,3,3,4,5,5-オクタフルオロペンタン-2-オンの混合物

2,4-ジニトロ1(4-ニトロフェノキシ)ベンゼン

3,4-ジメトキシフェニルヒドラジン = 塩酸塩

2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ペルフルオロプロポキシ)プロパン酸 = 1,5-ジクロロ-1,1,1,2,3,3,4,4,5,5-ノナフルオロペンタン-2-イル・2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ペルフルオロプロポキシ)プロパン酸 = 3,5-ジクロロ-

1,1,1,2,3,4,4,5,5-ノナフルオロペンタン-2-イル・2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ペルフルオロプロポキシ)プロパン酸 = 4,5-ジクロロ-1,1,1,2,3,3,4,4,5,5-ノナフルオロペンタン-2-イルの混合物

トリプロモアセチル = クロリド

ナフタレン-1,6-ジオール・1,4-ビス(メトキシメチル)ベンゼン重縮合物と1-クロロ-2,3-エポキシプロパンとの反応生成物

ビス(2-クロロエチル)アミン = 塩酸塩

ビス(2-プロモエチル)アミン = 臭化水素酸塩

5'-[N,N-ビス(2-メトキシエチル)アミノ]-2'-[(2-シアノ-4,6-ジニトロフェニル)ジアゼニル]アセトアニリド

1-プロモ-3-(1,1-ジメチルエチル)-5-メチル-2-(プロパ-2-エン-1-イルオキシ)ベンゼン-3-(プロモメチル)ピフェニル

1,1,1,3,3-ペンタクロロプロパン-2-オン

2-メチル-2(2,2,2-トリプロモアセチルアミノ)プロパノイル = クロリド

ヨードメチルシクロプロパン

2) 変異原性が認められた既存化学物質

アクリルアミド

9-アントリルメタノール

2-クロロ-4-ヨードアニリン

ナフタレン

1,4-ナフトキノ

2-ビニルピリジン

(中央労働災害防止協会・安全衛生情報センターホームページ:

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-45/hor1-45-29-1-0.htm>]

2. 化審法(「第一種監視化学物質」の指定)

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第7号(平成16年9月22日付官報)により、以下に示す18品目の既存化学物質が第一種監視化学物質として指定されました。今後、製造・輸入実績数量等の報告や有害性調査の指示(必要に応じ)などの規制を受けることとなりますのでご留意下さい。

酸化水銀(Ⅱ)

1-tert-ブチル-3,5-ジメチル-2,4,6-トリニトロベンゼン

シクロドデカ-1,5,9-トリエン

シクロドデカン

1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン

1,1(tert-ブチルジオキシ)3,3,5-トリメチル

シクロヘキサン

テトラフェニルスズ

1,3,5-トリプロモ2(2,3-ジプロモ-2-メチルプロポキシ)ベンゼン

O(2,4-ジクロロフェニル)=O-エチル=フェニルホスホノチオアート

1,3,5-トリ-tert-ブチルベンゼン

ポリプロモピフェニル(臭素数が2から5のものに限る。)

ジペンテンダイマー又はその水素添加物

2-イソプロピルピシクロ[4.4.0]デカン又は3-イソプロピルピシクロ[4.4.0]デカン

2,6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール

ジイソプロピルナフタレン

トリイソプロピルナフタレン

2(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール2-イル)4,6-ジ-tert-ブチルフェノール

2,4-ジ-tert-ブチル-6(5-クロロ-2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール2-イル)フェノール

〔経済産業省ホームページ〕

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/new_page/1/ikkann.pdf

3. 特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律

2004年末をもってモントリオール議定書上の義務として生産及び輸入が全廃される臭化メチル(議定書附属書EのグループⅠ)について、その少量製造についても事前届出制を廃止し、許可制の対象とされることになりました。また、試験研究及び分析用途のためにCFC等の生産が可能な期間が2005年末から2007年末まで延長されることになりました。

公布日：平成16年12月上旬

施行日：平成17年1月1日

〔経済産業省ホームページ〕

<http://www.meti.go.jp/press/20041130009/041130ozon.pdf>

4. 輸出貿易管理令

経済産業省令第104号(平成16年11月10日付官報)により、これまで一律に規制(輸出許可)の対象となっていたヒドラジン誘導体から推進薬又はその原料となる可能性が低いものとして以下のものが規制対象から除かれることになりました。

・芳香族ヒドラジン類

・芳香族ヒドラジン塩類

・アジピン酸ジヒドラジド

施行日：平成17年1月1日

〔経済産業省ホームページ〕

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/topics/seirei-kaisei/main.html>

5. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

「規制改革推進3か年計画」を踏まえ、効率的な公害防止組織の整備を図るため、公害防止主任管理者を選任すべき工場要件の緩和、公害防止管理者の選任の区分の見直し等について所要の改正がなされることになりました。

公布日：平成16年12月1日

施行日：平成18年4月1日(一部、平成17年4月1日)

〔経済産業省ホームページ〕

<http://www.meti.go.jp/press/0005850/0/041126kougai.pdf>